

特定非営利活動法人 ひだまり 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ひだまりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を
埼玉県本庄市におく。

(目的)

第3条 この法人は、「障がい児・者」に対して、安心して暮らせる生活の場（フリースペース）の提供、農業等を通じた「障がい者」の働く場を提供し、あわせて高齢者や子ども達等、誰もがそこにかかわれる環境を整備することにより、「障がい児・者」の地域への社会参加をすすめ、誰もが前向きにあたりまえに生きていけるような地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① フリースペース提供事業
 - ② 農業等を通じた働く場を提供する事業
 - ③ コミュニティ作りを普及し地域福祉充実をはかる事業
 - ④ 福祉事業の活性化をはかり推進する事業

- ⑤ 共同生活援助
 - ⑥ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
障害福祉サービス事業
 - ⑦ 前各号に付帯関連する一切の専ら社会福祉事業
- (2) その他の事業
- ① 農作物等の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り
行うものとし、収益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に
係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

- 第6条 この法人会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法
(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員
この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
 - (2) 活動会員
この法人の目的に賛同し、この法人の活動に参加する個人
 - (3) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を文書(入会申込書)により
代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を
認めなければならない。
- 2 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した
書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会の申し出(退会届の提出)があったとき
 - (2) 本人が死亡し、又は、会員である団体が消滅したとき

- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときはその旨を文書(退会届)により代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
 - 2 理事のうち1人を代表理事とする。
 - 3 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
 - 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事の意見を述べるため、理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第19条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。
- 3 事務局を設ける場合、組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

（総会の種別）

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（総会の構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- （1） 定款の変更
- （2） 解散及び解散した場合の残余財産の処分
- （3） 合併
- （4） 事業計画及び収支予算並びにその変更
- （5） 事業報告及び収支決算
- （6） 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- （7） 入会金及び会費の額
- （8） 会員の除名
- （9） その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- （1） 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- （2） 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- （3） 第14条第3項第4号の規定に基づき、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第24条 議会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条 議会の議長は、その総会において、出席した個人正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会をすることができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、その場合、議長は議決した理由の説明義務を負う。
- 3 総会の議決について、特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使する事ができない。

(総会における書面表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各項に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (2) 第14条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第1項又は第2項の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事の中から互選する。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合、議長は議決理由を説明する義務を負う。

- 3 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使する事ができない。

(理事会における書面表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 議長の選任に関する事項
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各項に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらずやむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予算費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者の内から総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に記載して行う。

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附則

- 1・この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2・この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	渡邊 豊
副代表理事	田島 宏美
理 事	永井 裕司
監 事	中村 清美
- 3・この法人の役員の設立当初の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月末日までとする。
- 4・この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5・この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2008年3月末までとする。
- 6・この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|-------|-------|---------------------|
| ①正会員 | 入会金0円 | 年会費12,000円(1口) |
| | | (月割の場合、月額1口 1,000円) |
| ②活動会員 | 入会金0円 | 保険代相当額 |
| ③賛助会員 | 入会金0円 | 年会費3,000円(1口) |